

公益財団法人年金融資福祉サービス協会 役員及び評議員の報酬並びに費用に関する規程

平成25年4月1日制定

平成29年4月1日改正

(目的)

第1条 この規程は、公益財団法人年金融資福祉サービス協会（以下「協会」という。）の定款第15条及び第30条の規定に基づき役員及び評議員の報酬並びに費用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 評議員とは、定款第12条に定める評議員をいう。
- (2) 役員とは、定款第23条第1項に定める理事及び監事をいい、評議員と併せて役員等という。
- (3) 常勤理事とは、専務理事及び常務理事であって、本協会を主たる勤務場所とする者をいう。
- (4) 非常勤とは、役員等のうち、常勤以外の者をいう。
- (5) 報酬等とは、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（以下、「認定法」という。）第5条第13号で定める報酬、賞与、その他職務遂行上の対価として受ける財産上の利益及び退職手当であって、その名称のいかんを問わない。費用とは明確に区分されるものとする。
- (6) 費用とは、職務の遂行に伴い発生する交通費、通勤手当、旅費（宿泊費を含む。）及び手数料の等の経費をいう。報酬とは明確に区分されるものとする。

(役員等の報酬等)

第3条 役員等には、職務執行の対価として報酬等を支給することができる。

- 2 非常勤役員等が理事会又は評議員会への出席その他本協会又は本協会が指定する場所で職務を行ったときは、日当として24,700円を支給することができる。

(常勤理事の報酬等)

第4条 常勤理事に対しては、報酬及び特別手当を支給するとともに、退職に当たっては退職手当を支給する。

- 2 常勤理事の報酬は毎月支給するものとし、別表1に定める基本給及び都市手当の合計額とする。

- 3 常勤理事の報酬（特別手当を除く。）は、当月分を毎月20日（その日が休日に当たるときは、その日前において、その日に最も近い休日でない日。）に支給する。
- 4 新たに常勤理事となった者には、その日から基本給及び都市手当を支給する。
- 5 常勤理事が離職したときは、その日まで基本給及び都市手当を支給する。
- 6 前2項の規定により基本給及び都市手当を支給する場合であって、月の初日から支給するとき以外のとき又はその月の末日まで支給するとき以外のときは、その基本給及び都市手当の額は、その月の現日数から土曜日及び日曜日の日数を基礎として日割によって計算する。
- 7 常勤理事が死亡したときは、その死亡の属する月の基本給及び都市手当の全額を支給する。
- 8 特別手当は、6月1日、12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する常勤理事に対して、6月20日及び12月10日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し、若しくは解任され、又は死亡した常勤理事については、第5条に定める場合を除き同様とする。
- 9 前項の支給日が休日に当たるときの取扱いは、第3項の規定を準用する。
- 10 特別手当の額は、第2項の基本給及び都市手当の月額合計額に6月に支給する場合においては、100分の207.5、12月に支給する場合においては100分の222.5を乗じて得た額に基準日以前の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じて得た額を限度として、理事会の承認を経て定める。
 - (1) 6箇月 100分の100
 - (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
 - (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
 - (4) 3箇月未満 100分の30

第5条 次の各号いずれかに該当する者には、前条第8項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る特別手当は支給しない。

- (1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に協会定款第29条第1号の規定により解任された者
- (2) 基準日前1箇月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した者（前号に掲げる者を除く。）で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者

（常勤理事の退職金）

第6条 退職手当は常勤理事が退職したときに支給するものとし、その額は、在職期間1箇月につき、その者の退職の時ににおける前条第2項の基本給の100分の12.5の割合を乗じて得た額とする。

- (2) 在職期間の月数の計算については、就任の日を起算日とし、退職又は死亡の日まで

の期間を暦法によって計算する。

- 3 常勤理事が任期満了の日又はその翌日において、再び同一の役職の役員に就任したときは、その者の退職手当の支給については、引き続き在職したものとみなす。
- 4 常勤理事が、任期満了の日以前又はその翌日において役職を異にする役員に就任したときは、その者の退職手当の支給については、その就任の日の前日に退職したものとみなす。
- 5 退職金は、常勤理事として円満に勤務し、かつ、辞任又は死亡により退職したものに支給するものとし、死亡により退職した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、協会の定款第29条第1号の規定により解任されたときは退職金は支給しない。
- 6 前項に規定する遺族の範囲及び順位は、国家公務員退職手当法（昭和28年法律第182号）の例による。

（費用）

第7条 役員等（常勤理事を除く。）が理事会又は評議員会への出席その他本協会又は本協会が指定する場所で職務を行ったときは、その通勤の実態に応じ、交通費の実費相当額を支払うことができる。

2 遠隔地等から出席等する者で宿泊を必要とする者については、協会旅費規程による宿泊料を併せて支払うことができる。ただし、同規程第23条による日当は支払わない。

3 理事長が役員等に対し、協会業務のために出張を依頼したとき（前2項に該当する場合を除く）は、協会旅費規程に基づき旅費を支給する。

4 常勤理事には、一般職の職員の給与に関する法律（昭和25年法律第95号。「以下一般職給与法」という。）第12条第1項に規定する通勤手当の支給要件に該当する場合に通勤に要する交通費として通勤手当を支給し、その額は、一般職給与法第12条第2項に規定する額とする。

5 前項に規定するもののほか、通勤の実情の変更に伴う支給額の改定その他通勤手当の支給に関し必要な事項は、国家公務員の例に準じる。

（公表）

第7条 協会は、この規程を認定法第20条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表するものとする。

（規程の改廃）

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議により行う。

附則

1 この規程は、公益法人の設立の登記の日から施行する。

2 「財団法人年金融資福祉サービス協会役員給与規程」（昭和60年4月1日制定）及び「財団法人年金融資福祉サービス協会役員退職手当支給規程」（昭和60年4月15日制定）並びにこれ

らの一部改正は廃止する。

3 この規程の施行の前日までの期間に係る役員等の報酬及び費用については、前項による廃止前の取扱いによる。

4 平成25年4月1日（以下「基準日」という。）の前日に現に協会の役員であった者が同日における役職と同一の役職の役員として基準日以降引き続き在職した後、退職した場合における退職手当の額は、第5条の規定にかかわらず、当該退職の日における基本給に協会の役員としての任命の日から平成18年7月1日の前日までの在職期間1月に100分の36を乗じて得た額、当該退職の日における基本給に平成18年7月1日から基準日の前日までの在職期間1月につき100分の25を乗じて得た額及び当該退職の日における基本給に基準日から退職の日までの在職期間1月につき100分の12.5を乗じて得た額の合計額とする。

附則（平成25年7月1日）

1 この規程の一部改正は、平成25年7月1日から実施する。

2 当分の間、次表に定める期間に退職し、又は死亡による退職をした者に対する第6条の規定による退職手当の額は、同条及び附則第4項の規定により算出した額に次表の調整率を乗じて得た額とする。

期 間	調整率
平成25年7月1日から平成25年9月30日まで	100分の97.35
平成25年10月1日から平成26年6月30日まで	100分の91.35
平成26年7月1日以降	100分の86.35

附則（平成27年4月1日）

1 この規程の一部改正は、平成27年4月1日から実施する。

附則（平成28年4月1日）

1 この規程の一部改正は、平成28年4月1日から実施する。

附則（平成29年4月1日）

1 この規程の一部改正は、平成29年4月1日から実施する。

別表1 常勤理事の給与

	基本給	都市手当
専務理事	700,300円	基本給に100分の20を乗じて得た額
常務理事	674,700円	同 上